

## 第48号議案

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第14号までを2号ずつ繰り上げ、第15号を削る。

第3条第1項各号列記以外の部分中「県教育委員会」を「教育委員会」に改め、同項第3号中「県教育委員会が定める対外運動競技等」を「教育委員会が定める対外運動競技等」に改め、同号イ中「同条例」を「勤務時間条例」に、「県教育委員会」を「教育委員会」に改め、同号エ中「第22条の7」を「第22条の9」に改め、同号オ中「県教育委員会」を「教育委員会」に改め、同条第2項第1号中「県教育委員会」を「教育委員会」に改め、同項第4号中「1,200円」の次に「（教育委員会が定める場合にあつては、600円）」を加える。

第5条及び第6条を次のように改める。

第5条及び第6条 削除

第8条、第9条第1項及び第10条第1項中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改める。

第11条第1項中「市町村立学校」を「市町村立の小学校又は中学校（以下「市町村立学校」という。）」に改め、「講師」の次に「（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）」を加える。

第12条第1項中「次に掲げる」を「家畜又は家きんのふん尿を直接処理する」に、「第1号に掲げる作業にあつては、県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同項各号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、1日につき320円とする。

第14条第1項及び第15条第1項中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」

に改める。

第17条第1項中「県教育委員会が」を「教育委員会が」に、「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改める。

第18条を次のように改める。

#### 第18条 削除

第19条第2項を削る。

第20条の見出し及び同条第1項中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同条第2項中「県教育委員会」を「教育委員会」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。